

マイナンバーが漏えいした場合の罰則

番号法では、個人情報保護法よりも罰則の種類が多く、法定刑も重くなっています。

主体	行為	法定刑
個人番号利用事務、個人番号関係事務に従事する者 又は従事していた者 （※委託・再委託を受けた民間事業者も本罰則規定の対象）	正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役 又は200万円以下の罰金または併科
	不当な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	３年以下の懲役 又は150万円以下の罰金または併科
主体の限定なし	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫、又は、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス等により個人番号を取得	３年以下の懲役 又は150万円以下の罰金
	偽りその他不正の手段により通知カード又は個人番号カードを取得	6ヶ月以下の懲役 又は50万円以下の罰金
特定個人情報の取り扱いに関して法令違反のあった者	委員会の命令に違反	２年以下の懲役 又は50万円以下の罰金
特定個人情報保護委員会から報告や資料提出を求め、質問、立入検査を受けた者	虚偽の報告、虚偽の資料提出、答弁や検査の拒否など	１年以下の懲役 又は50万円以下の罰金



税理士などへ外部委託できるの？

マイナンバーを取り扱う業務の全部又は一部を委託することは可能です。また、委託を受けた者は、委託を行った者の許諾を受けた場合に限り、その業務の全部又は一部を再委託することができます。

しかし、税理士などの専門家に個人番号関係事務を委託する場合には、委託者は、委託先において特定個人情報の安全管理が図られるように、その委託先に対する「必要かつ適切な監督」を行わなければなりません。すなわち、会社が税理士などの専門家をしっかりと監督しなければならないこととなります。

委託先に対する必要かつ適切な監督を行うために、既存の委託契約の内容について、見直しを行うことが重要です。
マイナンバーガイドラインでは、必要かつ適切な監督として、委託契約の内容について、少なくとも以下の規定を盛り込むことが望ましいとしています。

①秘密保持義務
②事務所内からの特定個人情報の持出しの禁止
③特定個人情報の目的外利用の禁止
④再委託における条件
⑤漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任
⑥委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄
⑦従業者に対する監督・教育
⑧契約内容の遵守状況について報告を求める規定



Copyright 2015 RICOH JAPAN Corporation All Rights Reserved.